

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）

運転技能講習の一部免除について

A-1. 建設機械施工技術検定1級合格者で、実地試験においてトラクター系若しくはショベル系建設機械操作施行法を選択しなかった者、又は2級合格者で、第4種から第6種までの種別に合格した者

B-1. 大型特殊自動車免許を有する者

B-2. 大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ次の事項のいずれかに該当する者

- ① 昭和29年6月30日以前に生まれた者で、昭和47年9月以前に重機（車両系建設機械）の運転経験を3ヶ月以上有する者
- ② 昭和47年6月30日以前に生まれた者で、平成2年9月以前に車両系建設機械（解体用）の運転経験を3ヶ月以上有する者
- ③ 昭和47年6月30日以前に生まれた者で、平成2年9月以前に不整地運搬車の運転経験を3ヶ月以上有する者
- ④ 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の特別教育を受け、3ヶ月以上当該機種の運転経験を有する者
- ⑤ 車両系建設機械（解体用）の特別教育を受け、3ヶ月以上当該機種の運転経験を有する者
- ⑥ 不整地運搬車の特別教育を受け、3ヶ月以上当該機種の運転経験を有する者

B-3 不整地運搬車運転技能講習を修了した者